

令和3年度

## 事 業 計 画 書

一般財団法人 全 国 自 治 協 会

# 令和3年度事業計画

地域社会の健全な発展と住民福祉の増進に寄与するため、地方自治の振興に関する以下の事業を実施するものとする。

## 1. 災害共済事業

### (1) 建物災害共済事業及び付帯事業

#### ① 建物災害共済事業

建物災害共済事業は、地方自治法第263条の2の規定を根拠法として本会が町村等の委託を受けて行う共済事業であって、公有財産に損害（火災・水災・風災等）が生じた場合に一定の災害共済金（地震等については見舞金）を給付して、町村の被った損害を相互救済する制度として昭和23年4月から実施し、現在に至っている。

事業発足以来、事業内容の充実及び共済委託団体の財政負担の軽減を図るとともに、てん補範囲を拡大するなど事業内容の充実に努めているところである。

令和3年度においても、現行町村等既契約団体の継続的な加入推進を図ることとする。

#### ② 消防設備資金融資事業

昭和37年度から建物共済事業の付帯事業として、消防施設・設備の充実を図る委託町村等に対する還元融資制度を実施し、現在に至っている。

令和3年度においても引き続き、町村等の消防力の整備充実及び火災予防等消防行政に重要な役割を果たしていくこととする。

#### ③ 公共建物火災予防運動

庁舎、学校をはじめ公共建物を火災から守るため、実施要綱を定め、公共建物の火災予防運動を全国的に展開するとともに、「公共建物の防火診断」を作成配布し、火災の未然防止に努める。

### (2) 自動車損害共済事業

#### ① 自動車損害共済事業

自動車損害共済事業は、町村が現に管理・使用している自動車に生じた偶発事故による①車両損害②対物賠償損害③対人賠償損害等を共済することを

目的として昭和33年10月に発足し、事業開始以来、事業内容の充実及び共済委託団体の財政負担の軽減に努めている。

令和3年度においても引き続き、既契約団体の継続的な加入推進を図ることとする。

## ② 交通安全運動

地方公共団体の運行管理者及び運転者の安全運転に対する意識の高揚を図り、交通事故の防止に努めるため、実施要綱を定め、交通安全運動を全国的に展開するとともに、「人にやさしい安全運転」を作成配布し、交通事故防止に努める。

## 2. 会館管理運営事業

全国町村会館(平成10年5月竣工)及び全国町村会館西館(平成5年6月取得)並びに平河町に所有する土地及び共同ビルの管理運営を行う。

また、建物及び付属設備等については、経年使用の状況等に応じ、維持・管理に必要な修繕及び機器の更新等を行う。

### ① 全国町村会館<千代田区永田町1-11-35所在>

全国町村会等が入居する貸事務室、宿泊施設、食堂施設及び貸会議室等の管理運営を行う。

### ② 全国町村会館（西館）<千代田区永田町1-11-32所在>

貸事務室として管理運営を行う。

### ③ 平河町共同ビル<千代田区平河町2-16-1所在>

平河町所有地に平成21年12月7日に竣工した共同ビルに取得した権利床4,596.66m<sup>2</sup> (1,390.49坪)について、貸事務所として管理運営を行う。

## 3. 自治振興助成事業

### ① 全国町村会及び全国町村議会議長会に対する助成

全国町村会及び全国町村議会議長会が全国的視野に立って実施する地方自治の振興に資する次の事業に対して助成を行う。

事業名	事業内容
調査研究及び政策提案	全国的かつ地域住民に密着した、社会保障、廃棄物処理、生活基盤整備、農林漁業、防災等における町村に共通する諸課題や町村議会に共通する制度、運営上の諸問題について、実態把握や解決に向けた調査研

	究、及びその内容を取りまとめた調査研究報告書、提言書、要望書等による政府・国会等に対する政策提案及び同関係者との意見交換等。
情報・資料の収集及び提供	町村行政又は議会運営上参考となる各種情報・資料の収集及び都道府県町村会、都道府県町村議會議長会、町村等への提供。
町村行政、町村議会及び地方自治に関する広報事業	①政務活動状況や政策解説、施策情報等、地方自治の振興発展に資するための情報を、関係要路に提供する機関紙の発行、及び②調査研究報告書、提言書、施策情報等を広く国民に提供し、まちづくり、地域づくりへの参加意識の醸成に資するホームページの運営、③町村の共通課題及び魅力等を町村内外に広く訴え、地域社会の健全な発展に資するその他広報事業。
研修事業	町村行政又は町村議会に共通する諸課題に対処するための町村関係者、町村議会関係者の研修会の開催、全国町村会、全国町村議會議長会及び都道府県町村会職員等の政策提案能力の向上を図るための各種研修等の実施。
表彰事業	優良町村、町村議会及び自治功労者等を顕彰することにより、町村関係者及び地域住民の士気の高揚を通じて、地域の活性化を図る表彰事業。
その他	その他地方自治の振興に資する事業。

## ② 各都道府県町村会に対する助成

各都道府県町村会が実施する地方自治の振興に資する次の事業に対して助成を行う。

事業名	事業内容
調査研究及び政策提案	地域の住民生活に密着した、社会保障、廃棄物処理、生活基盤整備、農林漁業、防災等における各都道府県内の町村に共通する諸課題について、実態把握や解決に向けた調査研究、及びその内容を取りまとめた調査研究報告書、提言書、要望書等による政府・国会又は都道府県等に対する政策提案及び同関係者との意見交換等。
情報・資料の収集及び提供	町村行政運営上参考となる各種情報・資料の収集及び町村への提供。
町村行政及び	①政務活動状況や政策解説、施策情報等、地方自治の振興発展に資

地方自治に関する広報事業	する情報を、関係要路に提供する機関紙の発行、及び②調査研究報告書、提言書、施策情報等を広く国民に提供し、まちづくり、地域づくりへの参加意識の醸成に資するホームページの運営、③町村の共通課題及び魅力等を町村内外に広く訴え、地域社会の健全な発展に資するその他広報事業。
町村事務共同処理事業	①町村独自の自治立法、法解釈等の法制執務体制の整備・充実の必要性に対応するため、町村の法務事務にかかる支援を行う法務支援事業、②採用試験・昇任試験の合理化と職務遂行能力の判定を行なうため実施する職員採用等試験事業、③町村情報システムの運用にかかるコスト縮減のためのシステム共同化事業－等町村事務の専門性の確保や財政支出の効率化に資する町村事務共同処理事業。
研修事業	①町村行政に関連する様々な課題に適切に対応し、住民の視点に基づいた個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するために必要な町村職員等の育成を支援するための各種研修会、セミナーの開催、②町村の行政課題を解決する糸口の発見に資するため、自治体の先進的な取り組みを調査研修し、自らの行政課題に対処するための視察研修－等各種研修事業。
表彰事業	優良町村及び自治功労者等を顕彰することにより、町村関係者及び地域住民の士気の高揚を通じて、地域の活性化を図る表彰事業。
その他	その他地方自治の振興に資する事業。

#### 4. 調査研究事業

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を踏まえ、同感染症の収束を見通すことは極めて困難であり、訪問する海外自治体の受け入れも難しさが見込まれるため、海外地方行政調査の実施を取り止める。